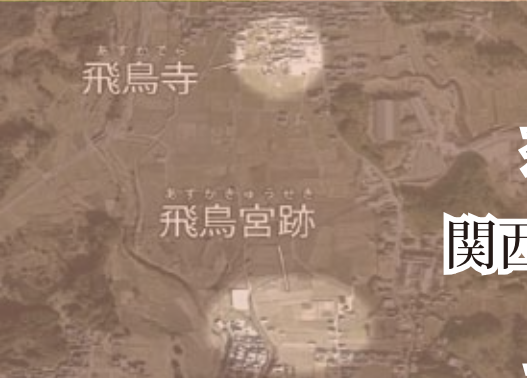




飛鳥宮跡 解説書



奈良県明日香村
関西大学文学部考古学研究室

平成29 (2017) 年4月

ごあいさつ

わたしたちの明日香村は、宮殿・寺院・古墳そして石造物などの多くの遺跡と自然が織りなす豊かな風景が「日本人のふるさと」として親しまれています。先人から受け継いできた貴重な文化財や心癒やす原風景を後世に引き継ぐため、明日香村では様々な保存整備事業や環境整備事業が実施されています。

それら事業の一環として、明日香村と関西大学は平成18年2月に地域連携に関する協定書を交わしました。そして、連携活動のひとつ「古代遺跡再現事業」として、『石舞台～巨大古墳築造の謎～』（平成24年）、『飛鳥寺と飛鳥大仏』（平成25年）、『水落遺跡と水時計』（平成27年）を制作し、これに続く第4作として『飛鳥宮～国のはじまり～』が完成いたしました。

前3作と同様、関西大学文学部 米田文孝教授の監修により、現代にも続くはじめての納税制度など様々な枠組みがはじまり、まさに国のはじまりである飛鳥宮の様子をCG映像で分かりやすく表現し、併せて解説書をご活用いただくことで、より一層理解を深めていただけるとものとなっております。小学校・中学校の児童・生徒の学習用そして明日香村への遠足や修学旅行の事前学習用資料として、幅広くご利用いただければ幸いです。

明日香村は「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録を目指し、飛鳥地域の魅力を広く発信していくことに努めています。この作品をご覧いただくことで、今日まで守られてきた文化財やすばらしい景観を、より多くの方に身近に体感していただけることを願っています。

最後になりましたが、このDVD及び解説書の制作につきまして、ご指導、ご協力を賜りました先生方をはじめ、多くの関係機関のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

明日香村長 森川 裕一

目 次

シーシー一覧	2
I 飛鳥宮の時代	5
II 飛鳥宮跡	7
III 文献・文字史料による宮殿復元	11
IV 飛鳥諸宮、宮殿周辺施設	13
V 都の変遷、宮殿構造の変化	15
VI 制度の変遷	18
VII 都と律令体制	21
飛鳥宮～日本国の始まり～	22
関連史料	24
用語解説	25
年表	26
主要参考引用文献・図版出典	27

例 言

- i. 本書は「飛鳥宮CG」の解説書として作成した。
- ii. 「飛鳥宮CG」の制作、および資料の収集に際してご協力を賜った個人・機関は以下のとおりである。(順不同・敬称略)
藤田尚・相原嘉之・木治準宝・西光慎治・吉田祥子(明日香村)、池内克史・大石岳史(東京大学)、岡本泰英・鎌倉真音(株式会社アスカラボ)、早川和子、奈良県立橿原考古学研究所、奈良文化財研究所
- iii. 本ムービー中に用いたイラストは、早川和子氏の作成した原画を使用した。
- iv. 本ムービー中における音声担当は、朱雀(スー)＝桜井美宇、白虎(タイガ)＝伊藤麻菜美である。
- v. 本書は米田文孝・鈴木七奈・高田梨紗・鈴木雄輝、松尾直哉(関西大学)が執筆した。執筆及び飛鳥宮CG制作にあたっては、相原嘉之・近藤康司・西光慎治・村元健一・李陽浩 各氏の御教示を賜った。
- vi. 本書はI・VIIを鈴木七奈、IIを鈴木雄輝、III・VIを松尾直哉、IV・Vを高田梨紗、「飛鳥宮～日本国の始まり～」を米田文孝が執筆した。



早川 和子

《経歴》アニメーター時代に「天才バカボン」「はじめ人間ギャートルズ」「ガンバの冒険」などの動画を担当する。整理員を経て1989年頃から考古学復元イラストを描くようになる。

『日本歴史館』・『よみがえる日本の古代』(小学館)『日本史復元』(講談社)『発掘された日本列島』(2004～2007)(朝日新聞社)奈良文化財研究所が開催した「平城京展」「長屋王展」「飛鳥・藤原京展」などの図録、馬高縄文館、いましろう大王の杜ほか、遺跡案内パネルの復元画を多数作成している。

シーン一覧

シーン①



シーン②



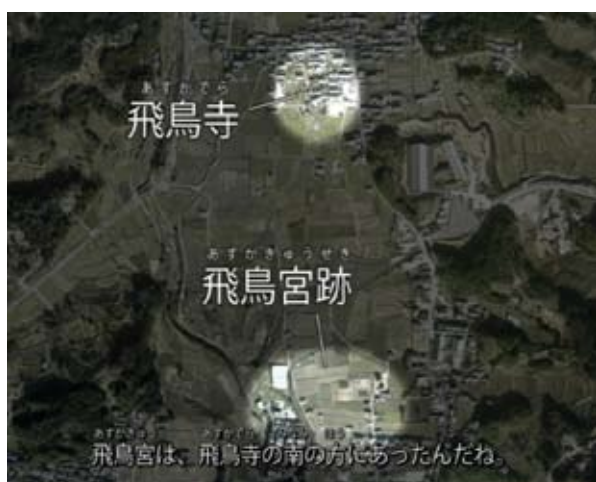
シーン③



シーン④



シーン⑤



シーン⑥



シーン⑦



シーン⑧



シーン⑨



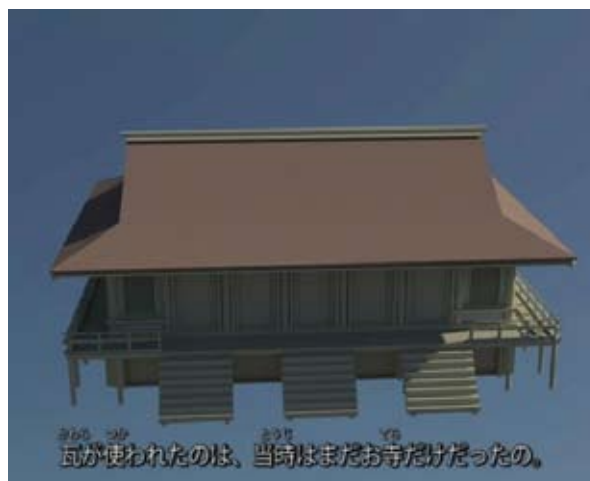
シーン⑩



シーン⑪



シーン⑫



シーン⑬



シーン⑭



シーン⑮



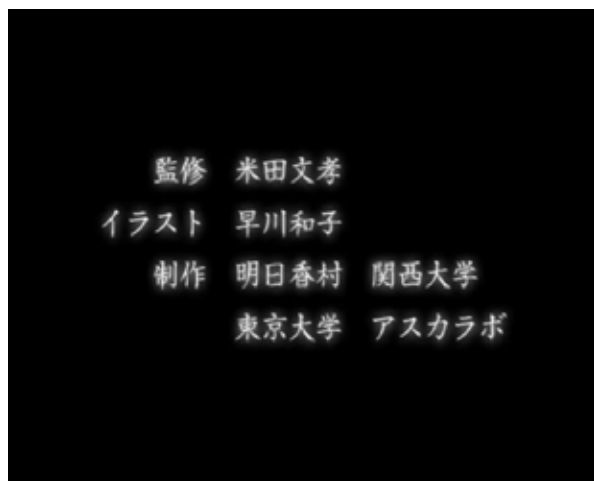
シーン⑯



シーン⑰



シーン⑱



I 飛鳥宮の時代

現在の奈良県高市郡明日香村の周辺はかつて「飛鳥」と呼ばれていました。6世紀から7世紀末にかけて、飛鳥宮を含む政治の中心地がこの地域におかれしました。この時代に、日本は中国の唐にならった律令制度を基とした中央集権国家へと変革していきます。

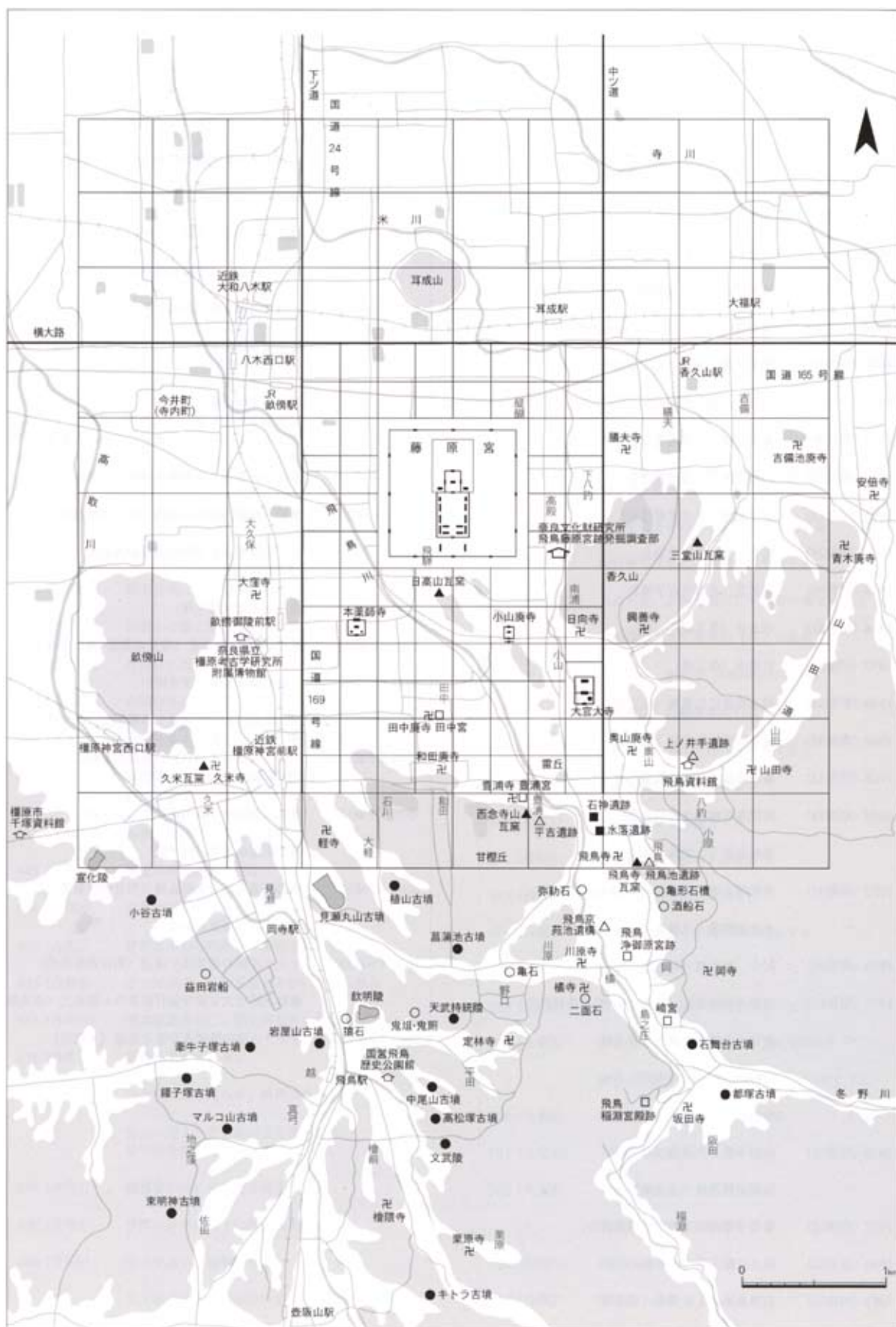
日本が中央集権国家になるためには、当時の中国や朝鮮半島などの先進地域からの情報や文物の輸入が必要不可欠でした。飛鳥時代には遣隋使の派遣が始まり、618年に隋が滅び唐が立つと、遣唐使を派遣するようになります。また、この時期朝鮮半島は百済、新羅、高句麗の三国に分かれていました。日本はこの三国とも積極的な交流を図っていきます。使者や留学生として日本から派遣された人々は、帰国後に政治の中核で活躍し、先進地域で学んだことを活かしながら、国内諸制度の整備のための立役者となりました。

飛鳥宮跡では、^{じよめい}舒明朝の飛鳥岡本宮、^{あすかおかもとのみや}皇極朝の飛鳥板蓋宮、^{こうぎよく}齊明 - ^{あすかいたぶきのみや}天智朝の後飛鳥岡本宮、^{さいめい}天武 - ^{てんじ}持統朝の飛鳥浄御原宮の天皇6代に渡る宮殿跡が見つかっています。これらの宮殿跡は、天皇の生活の場でありながら、天皇や官僚たちが政治や儀式を行う場としての側面もありました。宮殿の周辺には、飛鳥池工房跡や^{たぶれごころのみぞ}狂心渠（現在の奈良県明日香村飛鳥・東垣内遺跡）など、同時期の施設跡が見つかり、当時の最先端技術が飛鳥に集まっていた。

しかし、飛鳥宮の時代、日本を含めた東アジア地域では国同士の攻防が繰り返され、非常に混乱した状態となっていました。日本国内でも多くの政治的変動が起こります。皇極4（645）年に^{なかのおえのおうじ}中大兄皇子らが蘇我本宗家を討つ乙巳の変が起こると、天皇の権威は次第に高まっています。翌年^{こうとく}孝徳天皇を中心とした新政権が樹立し、改新の詔が發布されると、公地公民制や戸籍・税制度などが試みられました。これが所謂大化の改新です。天智2（663）年には^{はくせんこう}白村江の戦いが起こり、日本・百済連合軍は、唐・新羅連合軍に敗れます。その結果、防衛の拠点となる近江大津宮（現在の滋賀県大津市^{にしごり}錦織遺跡）への遷都や、遣唐使の一時的な中断が起こりました。遣唐使中断の間も、多くの高句麗・百済からの遺民の流入や、新羅への使節の派遣によって文化の吸収は続けられます。その後、天武元（672）年に天皇の後継者争いである^{じんしん}壬申の乱が勃発します。この乱は、天智天皇の息子である^{おおとものみこ}大友皇子と、天智天皇の弟である^{おおあまのみこ}大海人皇子との争いで、中央豪族の勢力も二分されました。戦いの末、大海人皇子が勝利し、天武天皇として即位すると、大友皇子側についた中央豪族は没落して天皇の権威が高められる結果となりました。

天皇の権威が高まると、中央集権体制への準備も加速していきます。天武10（681）年には律令の編纂が命じられ、天武天皇の後に皇后（後の持統天皇）が政策を引き継ぎ、^{あすかきよみはらりょう}飛鳥浄御原令を施行しました。持統天皇は飛鳥から藤原京に遷都し、その後に即位した文武天皇の時代になると、大宝元（701）年に大宝律令が完成し、日本は中央集権の律令国家となります。

上記の歴史を踏まえ、本書では飛鳥宮跡を中心に、律令制度や周辺の遺跡に目を向けていきます。それらを通し、飛鳥宮の意義、律令制との関係について考えていきたいと思います。



第1図 飛鳥・藤原地域の遺跡分布図

Ⅱ 飛鳥宮跡

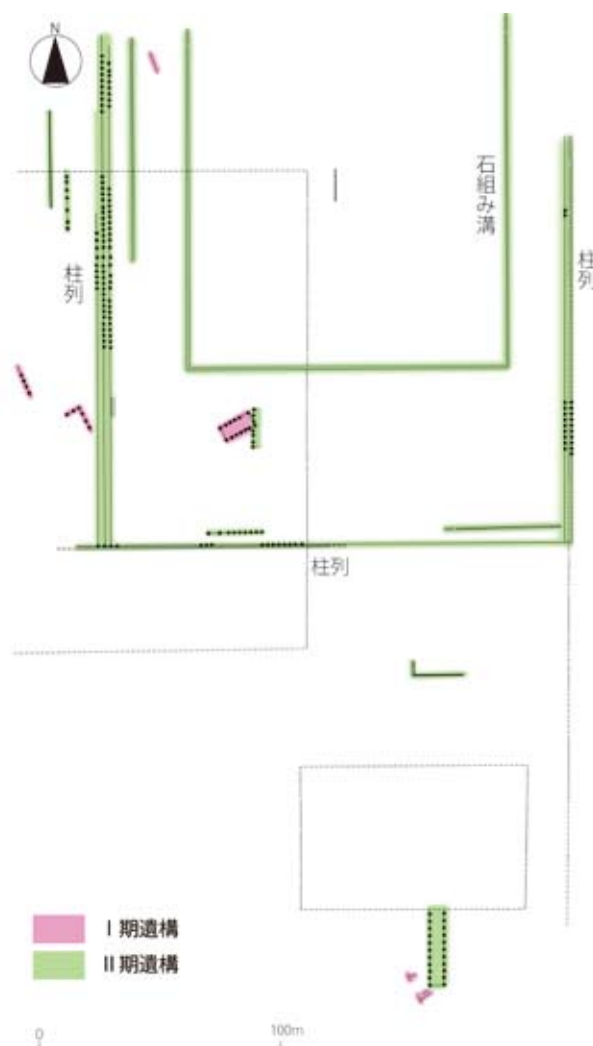
1. 飛鳥宮跡の調査

飛鳥宮跡に指定されている場所（現在の明日香村岡）に最初に造営されたとされる飛鳥岡本宮は、『日本書紀』の記述から飛鳥地域東側の丘陵の裾にあることがわかっていました。その場所では喜田貞吉氏の研究によって、かねてから飛鳥板蓋宮があると考えられていました。その後、遺跡周辺に農業用水路を通す計画が持ち上がったことにより、1959年から飛鳥宮跡の発掘調査が始まりました。第一次調査では、石敷き以外にも一本柱列、建物跡等が発見され、この地に宮殿が造営されていたことが確定しました。1972年にこの遺跡は伝飛鳥板蓋宮跡として、史跡指定を受けることになりました。現在では調査が進み、Ⅰ～Ⅲ期の3時期の遺構が重なって存在することがわかり、最初に発見された遺構はⅢ期の後飛鳥岡本宮・飛鳥浄御原宮であると考えられています。その後は宮殿中心部内部だけでなく周辺の調査も進み、中心部から南東の部分には所在地の小字からエビノコ大殿と呼ばれる飛鳥宮最大の建物が存在していたことが判明しました。2003年からは学術調査として、主にⅢ期遺構の建物配置を解明するため、再び内郭の発掘調査が始まりました。そして北区画・南区画それぞれの中心となる建物や、内郭がさらに細かく区画されている様子が判明しました。これらの調査成果を踏まえ、2016年に遺跡の名称が「伝飛鳥板蓋宮跡」から「飛鳥宮跡^{あすかきゅうせき}」に改正されました。今も飛鳥宮跡の発掘調査は続けられ、宮殿の構造や規模の解明が進んでいます。

それに伴い周辺にある飛鳥京跡苑池や水落遺跡等の調査も進み、当時の飛鳥地域の姿がわかってきました。飛鳥宮跡ではⅢ期宮殿遺構の井戸と石敷きが復元されており、当時の宮殿の姿を垣間見ることができます。

2. 飛鳥宮跡の変遷

飛鳥宮跡は各宮殿が造営されていた時期ごとに、下層から順番にⅠ～Ⅲ期に分かれています。また、Ⅲ期はさらにエビノコ大殿の造営前後によってA期とB期に分けられています。この節では各時期の遺構の大まかな構造について、見ていきましょう。



第2図 飛鳥宮跡Ⅰ・Ⅱ期遺構配置図



第3図 飛鳥宮跡第Ⅰ期の柱穴

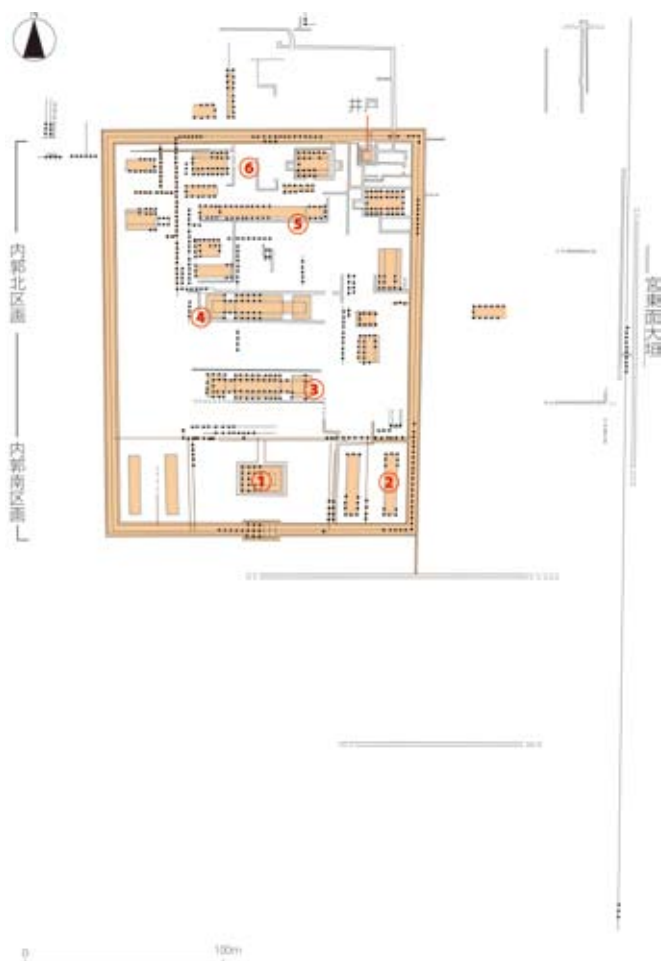
【Ⅰ期】（第2図桃色部分）

最も下層にあるⅠ期遺構は、舒明天皇の飛鳥岡本宮と考えられています。上層にある遺跡を保護する必要があるため、Ⅰ期の遺構は調査が困難であり、構造はほとんどわかっていません。しかし、検出されたわずかなⅠ期の遺構からは、南東から北西の方角に合わせて造営されていたことがわかっています。これは、中国において南北方向の正方位に合わせて宮殿が造営されていたこととは異なっています。建物が正方位に合わない理由としては、当時の地形に合わせて宮殿が

建てられたことが考えられます。また柱を抜き取った跡の穴には、焼けた土や炭が入っていました。この検出状況が『日本書紀』における舒明8（636）年の飛鳥岡本宮の火災の記録と合致するため、Ⅰ期遺構が飛鳥岡本宮である根拠の一つにもなっています。

【Ⅱ期】（第2図緑色部分）

中層であるⅡ期遺構は、皇極天皇の飛鳥板蓋宮と考えられています。Ⅱ期遺構もⅠ期と同様、上層の遺跡の保護のため部分的にしか構造がわかっていません。判明している遺構からは、石組み溝による囲いが存在し、その周囲が東西193 m、南北198 m以上の掘立柱で構成される回廊によって囲まれていたことがわかっています。この掘立柱は3列並んで巡る複廊とよばれる形式でした。中心となる建物は見つかりませんが、柱列の内側が中枢部であったと考えられます。またⅡ期遺構は南北の方角に沿って建てられています。方角に沿って宮殿を造るためには周りの地形を平坦にする必要があります、そのためには大規模な土木工事をしなくてはなりません。工事の痕跡は、Ⅰ期遺構の柱穴が非常に浅く、大幅な削平を受けていることから窺うことができます。



第4図 飛鳥宮遺跡第Ⅲ—A期遺構配置図

【Ⅲ—A期】（第4図）

最上層にあるⅢ期遺構は、斉明・天智・天武・持統天皇が使用した後飛鳥岡本宮及び、飛鳥浄御原宮と考えられています。Ⅲ期遺構は最上層に位置するため、詳細に遺跡の構造がわかって

います。遺跡の構造は大きく分けて宮殿の中枢部を成す内郭部分、内郭から東南部分に位置するエビノコ郭、内郭とエビノコ郭を囲う外郭に分けることができます。またⅢ期の遺構は、このエビノコ郭の造営の前後によって、A期とB期に分けることができます。この内、Ⅲ—A期の遺構は斉明天皇と天智天皇が使用した後飛鳥岡本宮と考えられています。

遺跡の中でも南北 197 m、東西 152 mの柱列で囲まれた部分が、宮殿中枢部を成す内郭です。内郭は堀によって南北に区画されています。内郭南区画は砂利敷きとなっており、北区画では玉石が敷かれるという違いから、南北の区画はそれぞれ使用目的が異なっていたと考えられます。

〔1〕内郭南区画

南区画中央には南北 2 間×東西 5 間の南門があり、その北側には南北 4 間×東西 7 間の大型建物（第 4・5 図①）が建っていました。この大型建物の周りは砂利敷きになっていました。南区画東部では南北 10 間×東西 2 間の南北棟建物跡（②）が 2 つ見つかっています。宮殿が左右対称の構造であったと考えると、南区画西部にも同じ建物があったと考えられます。

〔2〕内郭北区画

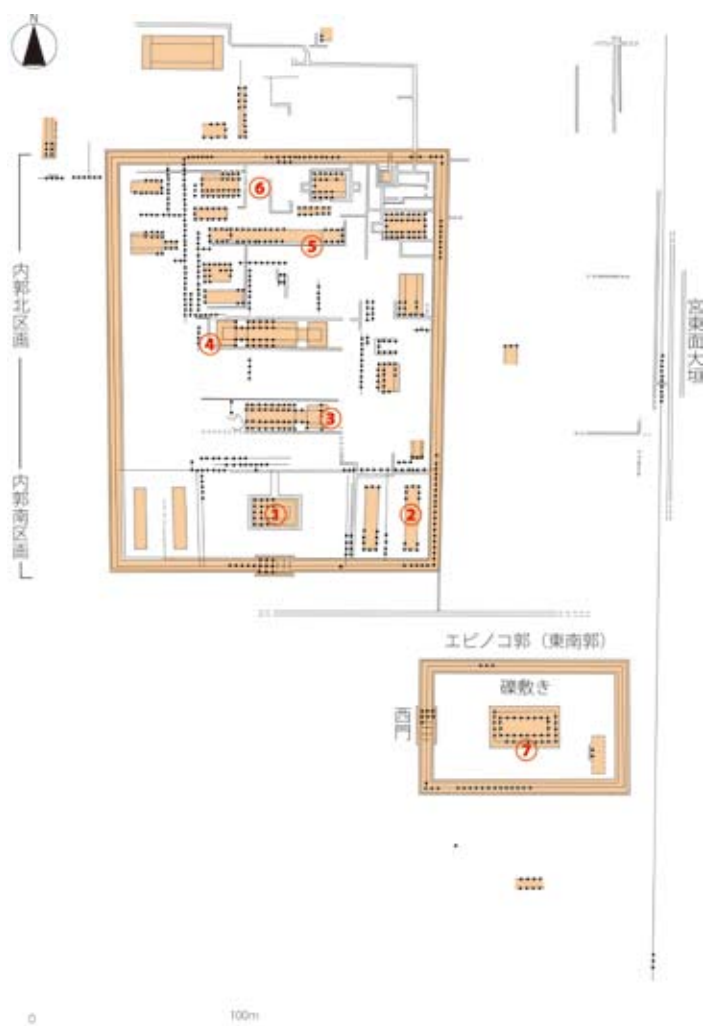
北区画の南部には、^{ひさし}廂が南北についた南北 4 間×東西 8 間の大型建物（③）があり、建物の東西にはそれぞれ南北 4 間×東西 3 間の付属建物が建てられていました。大型建物と付属建物は、廊下状建物によってつながっていました。また、この大型建物と全く同じ形の建物（④）が北区画中央部分で発見されました。同様の構造は平城宮内裏の正殿においても類例が見られ、飛鳥時代から伝統的にこのような形をとっていたと考えられます。

内郭北区画北部には掘立柱建物群が建ち並んでいます。北部中央部には長廊状の建物（⑤）が建っており、その北には南北に廂を持つ二面廂建物（⑥）が 2 棟ありました。長廊状の建物の東西にも二面廂建物がそれぞれ置かれています。二面廂建物の多くからは床を支えるための床束^{ゆかつか}の跡が見つかることから、高床の建物であったと考えられます。内郭北区東北部には井戸が設けられており、この井戸は、現在の遺跡で復元されています。

北区画は、宮殿の入り口である南門から奥まった位置にあることを考えると、外部の人々と接触する機会が少なく、天皇にとって私的な居住空間の性格が強かったといえます。一方、南区画は入り口に近く外部の人々が多く出入りするため、公的な儀礼や政治を行う場であったと考えられます。

〔3〕外郭

外郭の区画に関わる施設は、東側の南北に並んでいる掘立柱列と、北側を区画する可能性のある石組みの溝が見つまっているのみです。東側の掘立柱列に沿って幅約 1.5 m の石組みの溝が設けられており、これを側溝^{そっこう}とした幅約 9 m の道路があったことも確認されています。東側の整地土から「辛巳年」と書かれた木簡^{しんし}が見つかっています。「辛巳年」は天武 10（681）年を示すと考えられ、東側石組み溝はこの木簡の年代から、天武 10 年以降に改修されたといえます。外郭の東西規模は、東側の柱列から内郭の中心までの距離を参考に復元すると、約 372 m となります。しかしこの復元では西側の区画が飛鳥川を超えるため、Ⅲ期の宮殿は内郭を中心とした左右対象な構造ではなかったという考えもあります。



第5図 飛鳥宮遺跡第Ⅲ—B期遺構配置図

【Ⅲ—B期】(第5図)

Ⅲ—B期の遺構は天武・持統天皇が使用した飛鳥浄御原宮と考えられています。内郭の多くはⅢ—A期の多くを継承し、周囲に新たに建物が付け加えられました。またⅢ期宮殿の廃絶時には、外郭の区画施設となっている柱列は柱が抜き取られていましたが、内郭部分の柱では切り取られているものも多く見つかっています。これは柱の腐食の程度に由来し、柱の使用期間には差があったためと考えられます。これらのことから、飛鳥浄御原宮は後飛鳥岡本宮から改修される際に、エビノコ郭が設けられただけでなく、外郭の規模の拡大も行われたと考える意見もあります。

[1] エビノコ郭

周囲に加えられた建物群のひとつとしてエビノコ郭があります。エビノコ郭の造営の際にはⅢ—A期の石組み溝の一部が埋め立てられました。その溝より出土する土器の年代から、天智9(670)年前後に造営が始まったと考えられます。区画内の中心には南北5間×東西9間の廂を持つ大型建物(⑦)が建っ

ていました。この建物はエビノコ大殿とも呼ばれ、現在見つかっている飛鳥宮の建物遺構の中では最大規模のものです。大型建物の周りは、内郭南区画と同じく砂利敷きになっています。この砂利は3ヶ所敷かれていない部分があるため、床束は見つかっていないものの、高床建物であったと考えられます。エビノコ郭は遺構の様子が内郭南区画の建物と類似するため、同様に政治や儀礼の場として使われていたと考えられます。

エビノコ大殿の南東で柱跡が見つかったことにより、南北に長い脇殿が置かれていたと推定されます。そして大型建物と脇殿を塀が囲い、エビノコ郭として区画しています。柱列の東側は調査で明らかになっていませんが、中心建物の中軸から左右反転した復元がなされ、南北55m、東西94mの規模であったと考えられます。掘立柱塀には門が設けられていますが、内郭のものとは異なり、こちらでは西側に門がありました。南側に門を復元する意見もありますが、南側柱列ではそのような痕跡が見つからないため、西側の正門のみが存在したと考えられます。

このエビノコ郭がどのような役割を果たしていたかについては、様々な意見で展開されています。次章では現在見つかっているこれらの遺構が、政治施設としてどのような役割をしていたのかを詳しく見ていきましょう。

Ⅲ文献・文字史料による宮殿復元

『日本書紀』には飛鳥宮についての記述が多く、特に天武紀では飛鳥浄御原宮の構造について詳しく描かれています。脚色等がないか精査していく必要はありますが、『日本書紀』からさまざまな施設とそこで行われた行事について知ることができます。ここでは、『日本書紀』に見られる殿舎名と、発掘調査で確認された遺構とを対応させ、飛鳥浄御原宮を復元していきます。

おおあんの しゅちよう【大安殿】(第6図①)

朱鳥元(686)年正月の記事に、「大安殿に御して、諸王卿を喚して宴賜ふ」とあるように、臣下に対する賜宴の場であり、諸臣が立ち入ることができる空間はここまでだったと考えられています。「外」や「大」は公的なものにつける例があることから、大安殿は天皇に関わる殿舎のなかで、もっとも公的な性格を帯びたものとみられます。

だいくでん【大極殿】(②)

大極殿の用語は皇極紀と天武紀のみで登場します。中国における太極殿たいきよくでんは、皇帝による支配の正当性を示す場であり、即位儀礼や元日朝賀といった国家行事に用いられます。藤原宮や平城宮において大極殿が独立していたことから、エビノコ大殿が大極殿に当たると考えられています。しかし飛鳥浄御原宮の大極殿は特別な国家的儀式に用いられた記述がありません。そのため一部では、大極殿は飛鳥浄御原宮段階では存在せず、藤原宮において成立したとする意見もあります。朱鳥元年正月の記事に、「大極殿に御して、宴を諸王卿に賜ふ」とあり、大極殿の用途が大安殿と同様であることから、同じ殿舎の呼び方の違いという説もあります。

とのあんの うちのあんの【外安殿・内安殿】(③、④)

天武10年の記事では、「是の日に親王・諸王を内安殿に引き入る。諸臣、皆外安殿に侍り」とあり、外安殿と内安殿は対になって登場しています。内安殿は天皇の空間であり、親王や諸王など限定された者だけが入ることができますが、一方の外安殿は諸臣の侍る空間であったことから、外安殿と内安殿には明確な区別があったことがわかっています。内郭北区画の南部は同規模の大型建物が南北に並んでおり、天皇の空間である内安殿が北側、外安殿が南側に位置していると考えられています。他にも、「外」と「大」の用法から、外安殿と大安殿は同一の建物を指しているという意見もあります。

むかいのこあんの【向小殿】(⑤)

天武9(680)年正月の記事に、「天皇、向小殿に御して、王卿に大殿の庭に宴したまふ」とあり、節会における酒宴の場として登場します。内郭北区画の正殿の東西両側に建てられた脇殿と考えられています。北区画南部にならぶ2棟の大型建物それぞれに東西1棟ずつの脇殿が付属しており、『日本書紀』記事中の向小殿もこれらのうちの一つであると考えられています。

みむろのとの
【御窟殿】(⑥)

天皇の住まいとみられ、「宮中御窟院」という表現から単独の建物ではなく、一定規模の区画内であると考えられています。同じく天皇の空間であり、内郭中心に位置している内安殿と同じ建物とも考えられますが、内郭北方で新たに発見された大型建物が該当する可能性があります。

【庁(朝堂)】(⑦)

もともと天皇に侍候する臣下の空間であり、飛鳥浄御原宮に存在したことが明らかになっています。天武7(678)年の記事に「新宮の西庁」、持統5(691)年には「西の庁」と記述されており、東西に対称に配置していたようです。「庁」に関しては、内郭南区画東部の2棟の南北棟建物がこれに該当すると考えられており、内郭南区画西部にも同様の建築物が存在し、計4棟の庁が配置されたという意見があります。

【門】(⑧、⑨)

門について、『日本書紀』には南門(⑧)と西門(⑨)が射礼の場として登場しています。飛鳥宮では内郭南門、東南郭西門の遺構が見つかっており、それぞれ南門、西門に対応していると考えられます。内郭南区画の南部、エビノコ郭の西部には広い空間があります。内郭南門、エビノコ郭西門のどちらから出ても同一の空間にあたることから、庭が存在したと考えられています。飛鳥宮と外郭の外との接点となる宮城門はいまだ見つかってはいません。持統4年(690)の記事から公卿が宮へ参上するときに進入するための門が存在したことが知られていますが、どこに存在したのかは明らかではありません。



【庭】(⑩、⑪)

庭は神事や行事が行われる場所で、『日本書紀』では政務や儀式の場である朝庭、西門の庭、東庭、南門の庭などが登場しています。朝庭以外の庭は射礼の場として登場しますが、朝庭は射礼だけでなく、宴、相撲など様々な用途で用いられています。小墾田宮の朝庭に庁が配置されたと考えられていることから、朝庭の所在は南門を入った広場であると考えられます。東庭については、何らかの建物等から見て東の位置にある庭なのか、内郭から見て東に位置するものなのか明らかではありません。西門の庭や南門の庭は、門の話で触れたように内郭南門、東南郭西門、飛鳥川との間にある同一の庭を指していると考えられます。

第6図 宮殿復元図

IV 飛鳥諸宮、宮殿周辺施設

1. 宮のあけぼの

飛鳥の地には、飛鳥岡本宮から始まる飛鳥宮が政治の中心として栄える以前にも、宮が存在していました。これらは初段階の宮であると考えられており、ここから宮づくりが始まったと言えます。

【豊浦宮^{とゆらのみや}】

崇峻^{すしゆん}5（592）年、推古天皇が即位した飛鳥地域で最初の宮です。その比定地は後に豊浦寺が建てられた場所とされています。1985年、豊浦寺の講堂が調査され、その講堂基壇の下層から総柱の掘立柱建物と石敷や砂利敷が見つかりました。建物の周りを石や砂利で敷きつめる手法は飛鳥の宮殿の特徴です。また『日本三代実録』の元慶^{がんぎよう}6（882）年8月23日条や『元興寺伽藍縁起并流^{がんこうじ がらんえん ぎ ならびに}記資材帳^{き しざいちょう}』に引かれた太政官符によると、推古の旧宮（豊浦宮）を寺として豊浦寺となしたとあります。これらのことから見つかった遺構が豊浦宮の一部である可能性が高いとされました。



第7図 豊浦寺下層遺跡

【小墾田宮^{おほりだのみや}】

記紀にみえる推古天皇の宮で、『古事記』では小治田宮と表記されています。推古11（603）年、天皇は豊浦宮から移り住み、当宮で37年間政治を行いました。天平宝字4（760）年には淳仁天皇が小治田宮に行幸し、新京と称して諸国の糲^{ほしいい}（乾燥米飯）や調・庸を納めさせます。宮付近には兵庫・倉庫・官衙などが存在しました。明日香村豊浦小字古宮^{ふるみや}に比定する説がありますが、1987年に飛鳥川の東岸に位置する雷丘東方遺跡の奈良時代の井戸から「小治田宮」と墨書した土器^{いかずちのおか}（第8図）が大量に見つかったことから、8世紀の小治田宮については雷丘東方の官衙遺跡（明日香村雷）を比定地とする可能性が強まりました。



第8図 「小治田宮」と記された墨書土器

2. 飛鳥宮の周辺施設

飛鳥宮の周辺には多くの遺跡が存在します。これは当時飛鳥が政治の中心地として栄えていたことを意味します。本項では、そうした環境下で生まれた政治にまつわる説話がある遺構や、当時の最先端技術が詰め込まれた工房遺跡について触れます。

【狂心渠】

『日本書紀』齊明2(656)年^{すなわ みづたくみ みぞ}是歳条に「^{そし}廻ち水工をして渠穿らしむ。(略)時の人の^{みやのきただ やまの}謗りて曰はく、『^{ひとちから おと}狂心の渠。功夫を損し費やすこと、三万余。垣造る功夫を費し損すこと、七万余。宮材爛れ、山椒埋れたり』といふ。」という記事があります。これは齊明天皇が行った、香具山の西から石上山に至る運河を掘らせた大土木工事についての批判で、運河の呼び名も「^{たふれごろのみぞ}狂心渠」という、皮肉のきいたものとなっています。この狂心渠に相当する運河跡が飛鳥東垣内遺跡と考えられています。幅約10m、深さ1.3mの溝が発掘調査で確認されました。上流は酒船石遺跡の丘陵の方向にのび、下流は現在も中の川とよばれ、飛鳥寺の寺域を避けて北流し、香具山の方へ向かっています。

【飛鳥池工房跡】

飛鳥宮の北東、酒船石遺跡の北に位置し、中央に位置する東西堀によって南北に分かれています。(第9図) 南半部には工房にかかわる遺構が広がり、北半部では掘立柱建物や井戸、方形池が検出され、寺院関係の木簡が大量に出土しました。南半部の工房では、丘陵を整形して多数の炉を造って作業を行い、その過程で出る灰や廃棄物を谷に一括して捨てていました。谷には地形を整形して水溜りを造り、途中に陸橋を設けて直接廃液が工房の外に流されないように工夫されていました。金粒や金箔、銀線・銀片、銅製の人形といった金銀銅製品や、ガラス原料やガラス玉の鋳型などの玉生産に関わる遺物が見つっています。規模や富本銭の出土などから、国家的な事業に関わるさまざまな施設に製品を供給するために設置された、国直営の総合的な工房と考えられます。



第9図(左) 飛鳥池遺跡平面図



第10図(右) 「天皇」木簡

て作業を行い、その過程で出る灰や廃棄物を谷に一括して捨てていました。谷には地形を整形して水溜りを造り、途中に陸橋を設けて直接廃液が工房の外に流されないように工夫されていました。金粒や金箔、銀線・銀片、銅製の人形といった金銀銅製品や、ガラス原料やガラス玉の鋳型などの玉生産に関わる遺物が見つっています。規模や富本銭の出土などから、国家的な事業に関わるさまざまな施設に製品を供給するために設置された、国直営の総合的な工房と考えられます。

また、「天皇聚^{ていちゅう}弘寅」と書かれた木簡(第10図)が石組溝から出土しており、共に出土した木簡に丁丑年(天武6[677]年)のものがあることから、天武～持統朝の段階に「天皇」という称号が使われていたことが確認できます。

V 都の変遷、宮殿構造の変化

1. 宮都の遷り変わり

古代では宮ないし都が、飛鳥周辺のみならず、様々な地域へ遷都します。無作為に遷都していたわけではなく、その裏側には政治的な意味が存在しました。

天皇	推古	舒明	皇極	孝徳	斉明	天智	天武	持統	文武	元明	元正	聖武一
	592-628	629-641	642-645	645-654	655-662	662-671	673-686	687-697	697-707	707-715	715-724	724-
年	592 603	628630 636	640642643	645	652 655 656	667	672	686	694	710	734 740 744 745	784
飛鳥地域	豊浦宮 小墾田宮	飛鳥岡本宮	飛鳥板蓋宮		後飛鳥岡本宮		飛鳥浄御原宮					
飛鳥以外			百濟宮			近江大津宮			藤原京	平城京	禁仁京	平城京
難波						難波長柄豊碕宮					難波京	

表1 飛鳥時代～平城京までの宮変遷

なにわながらとよさきのみや【難波長柄豊碕宮（前期難波宮）】はくち（白雉3〔652〕～斉明元〔655〕年）

皇極4（645）年、乙巳の変のクーデターによって蘇我本宗家が滅ぼされ、新たに即位した孝徳天皇は、同年暮れに難波へ遷都しました。これを皮切りに、約10年にわたり難波の地は都となりました。孝徳天皇の死後、都は飛鳥へと還りましたが、難波長柄豊碕宮の建物は維持されていたと考えられます。『日本書紀』天武12（683）年12月条に「凡そ都城宮室は一処に非ず、必ず兩参造らむ。故、先ず難波を都とせむと欲す。」と記載されているように、天武天皇は難波京の造営を藤原京と共に行って、複都制を確立しようとしていました。しかしこれも長くは続かず、天武天皇の朱鳥元（686）年、難波長柄豊碕宮は焼亡しました。

難波長柄豊碕宮は上町台地の高所に位置し、谷地形や低地部分には大規模な整地を行ったうえで造営されています。北から内裏・朝堂院が並び、その周囲には倉庫や官衙が配置されています。内裏は方形の区画のなかの北側に内裏後殿、掘立柱塀を挟んで南側に内裏前殿があり、この内裏前殿はのちの大極殿と同じ格式と規模をもちます。朝堂院の南辺には朝堂院南門が存在し、その南には朝集殿に相当する長大な建物が東西に各2棟ずつ確認されています。

【近江大津宮】（天智6〔667〕年～天武元〔672〕年）

天智6年、中大兄皇子によって飛鳥から近江に遷都された都です。飛鳥を離れて琵琶湖畔に退いたのは、白村江の戦いで敗戦し、唐・新羅連合軍からの侵攻を恐れたためだと考えられます。中大兄皇子はここで天智天皇として即位し、近江令の制定やこうごねんじやく庚午年籍の作成など大化の改新以来進めて

きた天皇を中心とした律令制国家の確立に努めました。しかし、天智 10（671）年に天智天皇が没すると、皇位継承をめぐり翌年壬申の乱が勃発し大友皇子側の近江軍は敗れ、勝利した大海人皇子は再び飛鳥に遷都したため大津宮は急速に廃都と化しました。

近江大津宮は『日本書紀』から、宮内に内裏、大殿、西小殿、仏殿、宮門などの建物のあったことが知られています。宮跡は従来、大津市栗津、南滋賀、錦織などの地に推定されてきましたが、1974 年以後の発掘調査で、錦織地区で宮の遺構の一部が発見されたことにより、その所在地がほぼ確定となりました。

【藤原京】（持統 8〔694〕年～和銅 3〔710〕年）

持統 8（694）年、飛鳥浄御原宮から現在の橿原市およびその周辺に位置する藤原京に遷都しました。藤原京は天武朝から造営が始まり、持統天皇が完成させた初の本格的都城です。『日本書紀』には天武 5（676）年に新城の記述があり、この頃から造営されたことがうかがえます。その後一時造営が中断されますが、持統 4（690）年に再開され、同京の地鎮、官人への宅地班給など、新京造営にかかわる記事がみえます。

藤原京は現在、東西、南北とも 5.3km の、10 条 10 坊の条坊制がしかれていた都として復元されています。かつては岸俊男氏が説いた、東西 4 里（1 里は約 530 m）、南北 6 里で、北京極が横大路、東京極・西京極が中ツ道・下ツ道、南京極が山田道とする、12 条 8 坊の京域が有力でした。しかし、その後の発掘調査において岸説京域の外側で次々に条坊道路遺構がみつかり、さらに大きな規模を持つことが有力視されました。1996 年、藤原京の西京極と東京極の南北道路がそれぞれ確認され、この事実に基づいて、10 条 10 坊の正方形の京域を持つ復元案が発表され、現在に至ります。

藤原宮は京の中央に位置し、中枢部の建物は瓦葺、礎石建で、大極殿・朝堂院が確立しました。方形の宮域をもち、宮中央には北から内裏・大極殿・朝堂院が配置され、その東西には官衙が集約して配置されています。内裏はその中心部分が醍醐池になっているため内部の建物配置はほとんどわかりませんが、大極殿は内裏外郭に取り込まれており、独立した空間を有しています。朝堂院は中央の庭を挟んで東西に各 6 堂ずつ、合わせて 12 堂の存在が確認されています。

【平城京】（和銅 3〔710〕年～延暦 3〔784〕年）

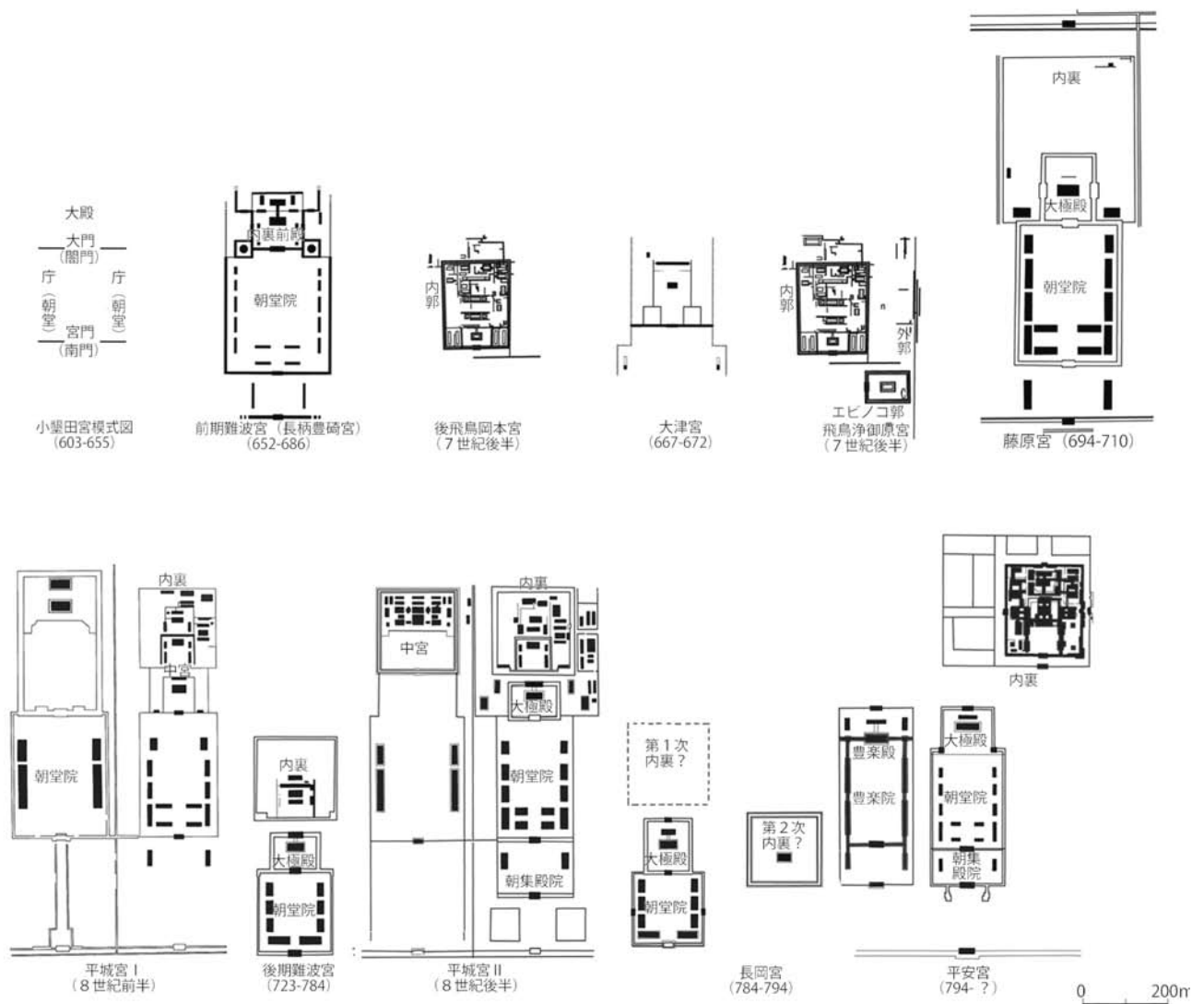
和銅 3（710）年、元明天皇は藤原京から奈良盆地北部の平城京へと遷都しました。平城京は唐の長安にならい、宮域が京の北端に位置し、碁盤の目状に東西・南北に走る道路で区画される条坊制をもつ都市でした。都は中央を南北に走る朱雀大路で東の左京と西の右京に分けられ、京には貴族・官人や庶民の住宅が建ち、大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺、のちには東大寺・西大寺などの大寺院を建立します。左京・右京には官営の市が設けられ、市司がこれを監督しました。市では、地方から運ばれた産物、官吏たちに現物給与として支給された布や糸などが交換されました。

平城宮は平城京の中央北端に位置し、約 1 km 四方の方形の地に、東西 270 m、南北 750 m の張出し部分を東北方に付属させています。天皇の生活の場である内裏、政務・儀礼の場である大極殿・朝堂院、そして二官・八省などの官庁が置かれていました。宮は中央区に大極殿・朝堂院、東区に内裏、大極殿・朝堂院相当建物と、2 つの大極殿・朝堂相当区画が存在しました。

2. 宮殿構造の変遷

難波長柄豊碕宮の内裏前殿と内裏後殿の機能は、まず後飛鳥岡本宮において規模を縮小して内郭前殿と正殿（4頁の第3・4図）に引き継がれたと考えられます。そして飛鳥浄御原宮では、後飛鳥岡本宮を継承するとともに、新たにエビノコ郭が造営されます。内郭とは別に独立して造られたエビノコ郭内の大殿は、藤原宮などの大極殿と同じ規模をもち、藤原宮の大極殿に発展したと考えることができます。しかし、後飛鳥岡本宮は難波長柄豊碕宮で成立した朝堂を継承せず、飛鳥浄御原宮の段階でも新たに造営されていないと考えられています。藤原宮の段階で再び朝堂がつくられるようになり、平城宮以降の王宮に引き継がれていきました。

飛鳥浄御原宮は、後飛鳥岡本宮を継承しながらも大極殿の原型となるエビノコ郭を設けている点で、後飛鳥岡本宮よりも発展していると考えられます。しかし、難波長柄豊碕宮、藤原宮であった朝堂を持たず、後飛鳥岡本宮の内郭をほぼそのまま引き継いでいる点から、飛鳥浄御原宮は天皇の居所としての宮から律令国家の支配拠点としての宮に変化する過程が反映されています。



第11図 古代宮都の変遷図

VI 制度の変遷

大宝律令の完成に伴い、藤原京以後の官衙配置は制度の規制を受けるようになります。本章では、大宝律令に至るまでの日本の政治的制度的変遷について見ていきます。

1. 改新の詔

改新の詔とは、孝徳天皇が大化2（646）年正月に新たな施政方針を示すために発した詔で、大化の改新における諸政策の中心的な位置を占める政令です。『日本書紀』にはこの詔について4カ条の記載があり、主文と副文が掲載されています。この詔によって公地公民制、租庸調といった税制、班田収授法などの大化の改新による諸政策が行われたと考えられています。一方で、養老律令の条文と同文があることなどから、改新の詔の文書が『日本書紀』の編纂において何らかの手が加えられたことがわかっています。このことから大化の改新の諸政策は後世の潤色であると考えられますが、『日本書紀』以外の断片的な史資料から、孝徳天皇から天武・持統天皇の代にかけて、大規模な改革が行われたことは間違いないと考えられています。

【改新の詔の内容】

第一条において、皇室の領地として設置された子代の民や屯倉^{みやけ}、諸豪族所有の部曲^{かきべ}の民や田荘^{たどころ}などの私地・私民を廃止し、代わりに食封^{じきふ}などを与えると規定しています。それまでの私地・私民から国家の公地・公民にすることで、天皇中心の一元的な支配体制を構築することを試んでいます。しかし、以降も諸豪族が部曲・田荘を保持しており、完全に撤廃するには至らなかったようです。

第二条は、京師^{みやこ}の制を定め、国司・郡司・防人などを置き、京や国・評・五十戸といった地方の行政組織、軍事・交通の制度が整えられます。

第三条では、はじめて戸籍・計帳・班田収授法を作ることを述べています。しかし、実際に戸籍が完成するのは、改新の詔から約20年後にあたる天智9年の庚午年籍になります。

第四条は、旧来の賦役を廃止して、田の面積に応じて絹などを徴収する田の調を実施することを述べ、副文として調、調の副物、官馬などの6項目を付して賦課法を定めることを述べています。これにより、農民は都に調・庸の品物を運ぶことになり、地方の労役に動員されることになります。

【改新の詔による成果】

改新の詔は、中国の制度を模倣した天皇中心の中央集権国家を築くことを目的としています。その結果、天皇や皇太子は諸豪族に対して絶対的な立場になります。改新の詔の中には官僚制度について触れていませんが、官僚制の整備や国司の地方への派遣などが行われ、中央集権体制の確立に取り組んでいます。私地・私民を廃止して全国的地方行政組織を設定し、公有化された土地・人民に対する籍帳制度と班田制度を採用した上で、全国一律の税制を実施するための試みが行われました。

2. 飛鳥浄御原令

飛鳥浄御原令とは、日本における最初の本格的な令で、一般には浄御原令といわれます。これ以前に編纂された令として近江令が挙げられますが、単行法令の集成であり、体系的に編纂されなかったと考えられています。飛鳥浄御原令の編纂は、天武天皇が天武 10 年に「今よりまた律令を定め方式を改めむと欲う」と詔を出したことをきっかけに、飛鳥浄御原宮で草壁皇子^{くさかべのみこ}を主宰者として始まります。浄御原令において律が編纂されたかどうかは諸説あり、現在は非制定説が有力になっています。律の体系的編纂が行われなかったため、当時の刑法は、唐律をそのまま用いていたと考えられています。飛鳥浄御原令は現存していませんが、『日本書紀』や『続日本紀』などの記述から大宝律令に近い内容であったと考えられています。

【編纂から施行へ】

天武天皇の死後、その皇后であった持統天皇が持統 3（689）年に施行しました。編纂の終了時期は不明ですが、同年 6 月に令 22 巻が諸司に分け与えられているので、これ以前には完成していたと考えられています。また、天武 14（685）年に冠位制や服色制が、持統 4 年には官人の一斉異動の断行、戸令による造籍が命じられており、飛鳥浄御原令の各令は漸次施行されていきました。浄御原令によって施行された新冠位制は、大宝令制が施行されるまで効力を発揮していたと考えられています。また、戸令に基づいて庚寅年籍が編纂され、戸籍の把握と地方制度が整ったことで班田収授が行われるようにもなります。

【令の内容】

浄御原令は現存していないため、その内容については不明な点が多くあります。しかし、官制については『日本書紀』などの文献から、神祇官、太政大臣、左右大臣、大・中・小納言、左右大弁の 6 官が置かれたことがわかっています。その下には、法官や大蔵といった天武紀の 6 官に加えて中官と宮内官を加えた 8 官が置かれており、大宝律令下の官制に近いことがわかります。

持統 3 年に戸籍の作成を命じる詔が出されますが、この際に 4 人の成人男性につき 1 人徴兵することが述べられています。このことから、浄御原令には軍事に関わる規定があり、後の大宝律令や養老律令と同様に、徴兵の割合が定められていたと考えられています。

3. 大宝・養老律令

大宝律令とは、^{おさかべしんのう ふじわらの ふ ひ と}刑部親王や藤原不比等らによって編纂された律令であり、律 6 巻（10 編）、令 11 巻（28 編）からなっています。大宝元（701）年に律令撰定が完了し、翌年に施行されました。当時の宮であった藤原宮では、大宝律令の施行に伴い、飛鳥浄御原令下の官衙配置が見直され、内裏東官衙地区などは一新されることになります。律令の内容は、唐のものを参考にしたものと考えられ、日本で初めて律と令がそろって成立しました。飛鳥浄御原令での問題点をふまえて編纂され、天平宝字元（757）年に養老律令が施行されるまで運用されました。全文は今日には伝わっていませんが、養老律令をもとに復元が行われています。



第 12 図 藤原宮内裏東官衙の変遷

存していますが、令は現存していません。しかし、『令集解』、『令義解』などから復元が進んでおり、令はほぼ全文を知ることができます。

【大宝律令下の制度】

大宝律令によって中央行政組織として二官八省が制定されます。天皇を中心とし、神祇官と太政官の二官、中務省などの八省によって編成された官僚機構となっており、各省には職・寮・司といった下級官司が置かれます。八省とは別の体系で、官馬の飼育にあたる左右馬寮や、儀仗・兵器を扱う左右兵庫などがあります。神祇官は、実質的には太政官と対等ではなく、八省と同様に太政官の統轄下にあります。唐制では尚書・中書・門下の三省がそれぞれ皇帝に直属し、権限が分立しているのに対し、日本の場合は権限が太政官に集中している点が特徴です。

地方行政の面では、全国を国・郡・里の3段階の行政区画に編成し、それぞれに国司・郡司・里長を置く国郡里制が制定されます。これら地方の人民把握の体制が整ったことで、租庸調といった税制が実施されていきます。租として稲が各国に納められ、布・米・塩といった庸や絹・鉄・海産物といった各国の特産物である調は中央である都に納められました。

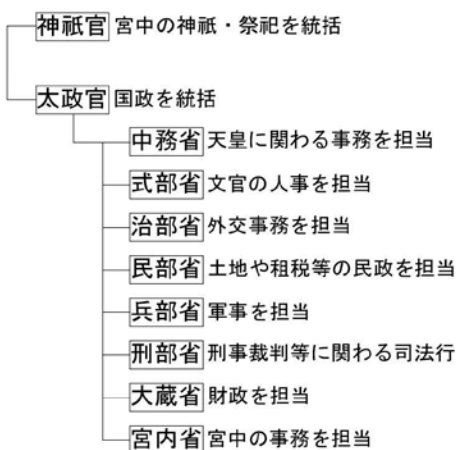


表 2 二官八省概略

【養老律令の施行】

先述した通り、養老律令は大宝律令に改正を加えた部分もありますが、そのほとんどは大宝律令と差異はないと考えられています。不比等の死から40年後の天平宝字元年、藤原仲麻呂が強く後押しをした結果、孝謙天皇の勅という形で施行されることになります。長期間放置していたにもかかわらず施行に至ったのは、先代である不比等の政治の継承を宣言することで、仲麻呂に反対する勢力を抑え込み、孝謙・仲麻呂政権の安定を狙ったからだと考えられています。

VII 都と律令体制

飛鳥時代から、唐にならった律令を基にした中央集権国家を実現するために、様々な法令の制定や、遷都、宮殿及び周辺施設の整備が行われました。これらによって、社会の在り方も大きく変化していきます。

飛鳥岡本宮が営まれた舒明天皇の時代、遣唐使の派遣が始まりました。これにより、東アジアで最も先進国であった唐の文化に触れるようになります。それ以後の日本の宮殿や都城は、韓半島だけでなく唐の影響を受け、律令国家の支配体制に合わせた構造に変化していきました。Ⅱ・Ⅴ章で既に述べたように、飛鳥宮や難波宮、藤原京で見つかった建物の遺構から、その変遷の様子を見ることができます。

齊明天皇の時代、後飛鳥岡本宮が造られた時には、宮殿のみならず宮殿周辺の施設も整備されました。Ⅳ章で述べた狂心渠の他にも、石神遺跡^{いしがみ}にみられる饗宴場や、水落遺跡^{ろうとく}の漏刻がつくられます。石神遺跡からは朝鮮半島の新羅の土器や、日本の東北地方の土器が出土しており、諸外国の使者が飛鳥を訪れていたことが分かっています。不安定な東アジアの情勢の中、対外政治の緊張から日本は軍事、内政の再編成などを目的とした、中央集権国家への改革が進められていきます。その中で、最新の技術や支配体制を積極的に導入し、その様子を周囲に示す必要がありました。これらの施設には、飛鳥を支配拠点とするとともに、都の威厳を周辺諸国の使者にしらしめる目的があったと考えられています。

天武天皇の時代になると飛鳥浄御原宮が造られます。飛鳥浄御原宮は、後飛鳥岡本宮を継承したものでしたが、周辺の地域における正方位の建造物や道路の造成、藤原京に引き継がれていく方形区画など、多くの空間整備が行われました。これらの整備には、飛鳥を天武朝の新たな支配拠点とする意図があったと考えられています。さらに、飛鳥浄御原宮では律令の編纂が開始され、後の持統天皇の時代に完成したのが飛鳥浄御原令でした。このとき定められたと考えられる官僚制度などは、持統8年に飛鳥から北に離れた地に造営された藤原京へと遷都した後も引き継がれていきます。

その後、文武天皇の時代になると、大宝元年に日本初の律令である大宝律令が完成します。大宝律令の完成によって定められた官僚機構、地方行政、税制などにより、都には朝廷に出仕する官僚、地方から来た役人、兵役などで集められた民衆など多くの人が住むようになりました。藤原京はそれまでの飛鳥の都と違い京域が初めて造られ、その範囲は東西十坊の範囲まであったことが分かっています。その中には3万人から5万人の人々が住んでいたと考えられており、これほど多くの人が集住するのは歴史上初めてのことでした。出土した木簡により、地方からの調や庸、またはその代用品としての土地の産物などが、人々の移動に伴い多く都に集められたことがわかっています。

藤原京の時代にできた都城と社会構造は、日本が飛鳥宮の時代から目指し続けてきたものでした。後に奈良時代、平安時代になると、平城京、長岡京、平安京への遷都が行われ、律令も新たに養老律令が施行されます。しかし、藤原京の時代にできた都の形、大宝律令を基として完成した社会構造は後の時代も続いていき、文化の発展を支えていきました。

古墳時代後期まで、大王をはじめ各地の有力豪族の族長はいずれも前方後円墳に葬られるのが基本でした。古墳時代後期において日本列島最大の前方後円墳は奈良県橿原市にある五条野丸山古墳（墳丘長約 310 m）ですが、この古墳の後円部内には全長 28.4 m の横穴式石室が築かれており、玄室内には 2 つの家形石棺が置かれていました。その被葬者については、この古墳を欽明天皇の檜隈坂合陵と考え、南方約 0.7km の明日香村にある平田梅山古墳（現・欽明天皇陵）を蘇我稲目の墓にする意見などがあります。さらに、2014 年には同じく明日香村にある都塚古墳が発掘され、その外形が石積みによる多段築の方墳（一辺約 40 m）であることが判明しましたが、この古墳を蘇我稲目の墓とする意見もあります。

一方、飛鳥時代の始まりを告げる推古天皇の時代には、方墳が大王墓に採用されるようになりますが、これに先立つ前方後円墳造営の停止という大きな変化は、この動きと歩みを合わせていると想定されています。『日本書紀』によると、推古天皇は 36 年間在位し、628 年に 75 歳で崩御されたとあります。その亡骸は橿原市の植山古墳に仮埋葬（初葬）された後、大阪府太子町にある河内飛鳥（近つ飛鳥）とよばれる磯長谷古墳群中の山田高塚古墳（現・推古天皇陵）に改葬されたとする意見が有力です。なお、植山古墳は東西約 40 m × 南北約 30 m、山田高塚古墳は東西約 59 m × 南北約 55 m の長方形墳に築かれています。

さて、6 世紀末に畿内地域で齊一的に起こった前方後円墳の造営停止という動きは、古墳文化が波及した日本列島の各地に広がりました。この動きのなか、588 年には蘇我馬子の発願によるわが国初の本格的な伽藍を備えた法興（飛鳥）寺の建立が始まり、592 年には飛鳥の豊浦宮で、わが国初の女性天皇である推古天皇が即位しました。6 世紀後半、推古天皇に先立つ敏達・用明・崇峻天皇三代の宮殿は、磐余の地（奈良県橿原市東南部・桜井市中部）に築かれていました。推古天皇が飛鳥に宮を造営した理由には、蘇我本宗家との血縁関係や、朝鮮半島から渡来して飛鳥の桃園（ももはら）や真神原（まかみのはら）に居住した、最先端の技術集団である今来漢人（いまきのあやひと）との関係が想定されています。

推古天皇は蘇我馬子と厩戸皇子（聖徳太子）の三者による集団統治体制をとり、国制の整備を図りました。伴造・部民制を整理・再編し、個人の朝廷内の地位を示した冠位十二階の制定（603 年）や、官僚の心得を示した十七条憲法の制定（604 年）などを通じて、官司機構を整えました。このような国内の諸制度を整える一方、推古天皇は朝鮮半島を視野に独自の外交関係を結ぶ目的で、中国の統一王朝である隋（581 ～ 618 年）に使節を派遣しました。隋は中央集権国家統治の基本法典である律令を整え、また官僚登用試験である科挙をはじめ、諸制度を変更・整備していました。この隋に倭国が送った使節の派遣回数や、派遣主体については諸説があります。例えば派遣回数についてみると、中国側の記録である『隋書』倭国伝には、600 年に倭国の使節をはじめて迎えた記事があり、5 回の朝貢記録があります。一方、倭国側の記録である『日本書紀』には、607 年にはじめて使節が派遣され、614 年まで 4 回の派遣記事があります。600 年に使節が送られていた場合、478 年の倭王・武の朝貢から 122 年を隔て、長らく絶えていた中国への遣使でした。

日本側の記録にはありませんが、『隋書』倭国伝の開皇 20（推古 8、600）年の記事に、遣隋使

が隋の高祖（文帝）に倭国の政治方法を説明したくだりで、文帝が倭国の政治方法について「大無義理（はなはだぎりなし）」、すなわち理屈・道理が通らない時代遅れの方法であると述べたという記事があります。これに対して推古天皇たちは急遽、倭国内における礼制の整備、すなわち礼的秩序の実現を目論んだものと想定できます。先にみた冠位十二階の制や十七条憲法の制定、そして宮殿を豊浦宮から小墾田宮に移したのも、この目論見の一環であると考えられます。この小墾田宮は飛鳥川の東方に造営されましたが、これまでの宮とは一線を画するもので、後の宮殿の基本的な構造を備えていたと推定されています。飛鳥寺の造営に百濟から派遣された先端技術者集団が関与していた可能性もある小墾田宮の造営は、東アジア情勢の変化に機敏な対応をした結果であったのです。

その後、『隋書』倭国伝の大業3（推古15、607）年の記録には、遣隋使の小野妹子が皇帝である煬帝（在位604～618年）に差し出した倭王・多利思比孤の国書に、「日出処天子書致日没天子、恙無（ひいずるところのてんし、しよをひぼっすところのてんしにいたす、つつがなきや）」とあり、これを見た皇帝は悦ばず、鴻臚卿（現在の外務大臣）に蕃夷（倭国）の書は無礼なところがあるので、二度と以聞（天子に奏上）するなと命じたと叙述しています。

『日本書紀』によると翌608年、帰国する遣隋使とともに来日した隋の使者である裴世清は、推古天皇に皇帝からの書を持参しました。その書には、「皇帝から天皇に挨拶申し上げる。（中略）あなたが海の彼方の国にあって（中略）誠意を尽くし朝貢したことを知り、その真心をうれしく思う。」と記されていました。これに対して推古天皇は後日、難波の大郡（饗応施設）で帰国する裴世清に皇帝を案じて問い聞くとともに、学生の高向玄理や学問僧の南淵請安ら8名を遣わしました。これにより、正式な外交関係が始まりました。

推古天皇の小墾田宮を画期とする諸宮の造営をみると、正宮は630年に造営された飛鳥岡本宮にはじまり、その後は飛鳥板蓋宮、後飛鳥岡本宮、飛鳥浄御原宮と、断続的に造営されました。また、飛鳥岡本宮とほぼ時を同じくして造営された嶋宮には、中大兄皇子や大海皇子、草壁皇子が入りました。正宮が火災を受けた場合やときの政治情勢などから、小墾田宮が臨時的に利用されたり、斉明天皇の飛鳥川辺宮のように、短期間に限って利用されたりした宮もありました。大和以外の地では、難波長柄豊碕宮や、近江大津宮が造営されました。しかし、飛鳥宮で造営された建物はその規模や上部の構造は別にして、古墳時代と共通する伝統的な掘立柱建物であり、藤原京以降の本格的な都城を造営するまでの過渡的な建物群であったと考えられています。結果的に、飛鳥寺にはじまる本格的な寺院建築で当初から用いられた、屋内に土足で入る大陸風の基壇を備えた礎石建物や瓦葺屋根の採用は、藤原宮の造営まで待つ必要がありました。

この間、蘇我本宗家が打倒された乙巳の変と、それに続く中央集権的国家体制の形成をはかった政治改革である大化改新、皇位継承を争った全国規模の内乱である壬申の乱などが、次々と起こりました。天武天皇のころには国号が倭国から日本国へ、最高首長の称号が大王から天皇になり、明治前期の文明開化に先立つ、第一の文明開化の時代が進みました。そして710年、元明天皇の遷都の詔により、都はわずか16年で藤原京から平城京に遷りました。

歴史・文化の宝庫である「まほろば（すぐれた場所・国）」の飛鳥とその周辺地域では、多くの研究者による発掘調査が営々と実施されています。「飛鳥は何が出るかわからない」と、不安と期待が交錯するなかで日々進められる発掘調査で得られた新たな発見や新たな事実により、飛鳥宮の実態がさらに明らかになることが期待できます。

関連史料

飛鳥京の様子や都で行われていた政治について文献から読み取ることができま
す。

【原文】

①中大兄皇子が蘇我入鹿暗殺を謀ったことを示す記事

『日本書紀』卷第二十四 皇極四（六四五）年六月甲辰

六月丁酉朔甲辰。中大兄、密謂倉山田麻呂臣曰、三韓進調之日必將使卿讀唱其表。
遂陳欲斬入鹿之謀、麻呂臣奉許焉。

②改新の詔

『日本書紀』卷第二十五 大化二（六四六）年春正月朔日条

二年春正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰。其一日、罷昔在大皇等所立子代之
民・處々屯倉・及別臣連伴造國造村首所有部曲之民・處々田莊。仍賜食封大夫以上
各有差。降以布帛賜官人百姓、有差。又曰、大夫所使治民也、能盡其治則民賴之。故、
重其祿、所以爲民也。（後略）

③大宝律令制定によつて律令国家が完成したことを宣言した記事

『続日本記』卷第二 大宝元（七〇一）年正月朔日条

大宝元年春正月乙亥朔。天皇御大極殿受朝。其儀、於正門樹烏形幡。左日像・青竜・
朱雀幡。右月像・玄武・白虎幡。蕃夷使者、陳列左右。文物之儀。於是備矣。

④旧豊浦宮を豊浦寺とした記事

『日本三代実録』元慶六（八八二）年八月二三日条

廿三日壬戌。太政官下符大和國稱。（中略）而彼寺別當傳燈大法師位義濟確執曰。
太政官仁寿四年九月十三日下當國符稱。彼寺、推古天皇之舊宮也。元號豊浦、故爲
寺名。

【現代語訳】

①六月朔日に、中大兄皇子は蘇我倉山田石川麻呂臣に密かに「三韓（百濟・新羅・
高句麗）が調をたてまつる日に、必ずあなたにその表文を読み上げていただきたい」
と言った。ついに蘇我入鹿を斬つてしまおうという謀を述べたのだ。蘇我倉山田石
川麻呂臣はこれを許した。

②大化二年の春正月朔日の元日朝賀が終わると、すぐに改新の詔が宣われた。その
一に、かつては天皇の所有であつた子代の民・屯倉及び、臣・連・伴造・国造・村
の首長が所有していた部曲の民・田莊を廃止する。そして食封を大夫以上には賜う
が、それぞれ位により差があるものとする。くだつては布帛を官人・百姓に賜うが
これもそれぞれ差がある。また、大夫は民を治めさせるところである。よく政治に
尽くしたのであれば、すなわち民もこれを頼る。よつてその祿を重くすることは、
民のためであるのだ。

③大宝元年春正月一日、天皇は大極殿にお出ましになつて官人の朝賀を受けられ
た。その儀式の様子は、大極殿の正門に烏の像を描いた幡を立て、左には日像、青
龍、朱雀を描いた幡、右側には月像、玄武、白虎を描いた幡を立て、国外の使者が
左右に分かれて並んだ。こうして法律や制度などの儀礼がここに整備された。

④二十三日に太政官が大和の国司に符を下した。（中略）かの寺の別当である傳燈
大法師位義濟が主張するには、太政官仁寿四年九月十三日に下された符によれば、
この寺はかつて推古天皇が居た宮殿であり元は豊浦と呼ばれていた。それゆえ寺名
としたのだ。

（原文史料①・②『日本書紀 下』井上光貞監訳一九八七 岩波書店、③『続日本
紀 一』青木和夫他校注一九八九 岩波書店、④『日本三代実録』黒板勝美・國史
大系編修會編一九六六 吉川弘文館より引用一部改変）

用語解説

倭京：倭京とは、藤原京よりも前に飛鳥地域を中心に存在していた京を指します。

内郭・外郭：内郭は、城や宮殿の内側に築かれた囲いのことを指します。外郭はその逆で、城や宮殿の周囲にめぐらされる囲いを指します。

床束：床を支えるための建築部材の一つです。

掘立柱：地面を掘り抜いた部分に立てられた柱を指します。

内裏：宮中の中でも、天皇の住む区域を指します。また居住区以外にも儀式や政務を行っていた場所も内裏と呼ばれます。

日本書紀：^{とねりしんのう}舎人親王らが編纂、養老4（720）年に完成した六国史の第一番目で、奈良時代に完成した歴史書です。神代から持統天皇に至る国家の成立について記述されており、神話や伝説等が含まれています。

続日本紀：^{ふじわらのつくただ}藤原継縄や^{すがのの ま みち}菅野真道らによって編纂され、奈良時代に完成した日本書紀に続く六国史の一つです。文武元（697）年から延暦10（797）年について記述されています。

元日朝賀：元日の朝に諸臣が大極殿に集まり、天皇にお祝いの言葉を申し述べる行事です。

食封：税収基盤である戸を一定数高官に与え、そこから得られる租の半分と庸・調をその高官のものとして支給する制度です。改新の詔の条文では大夫以上に与えると記載されています。

庚午年籍：天智9年につくられた戸籍で、古代における戸籍は6年ごとに作成され、30年を経ると廃棄される規定でしたが、庚午年籍は永久保存とされました。

近江令：日本最初の法典とされます。『^{たいしよくかん}大織冠伝』に、天皇の命で天智7（668）年に藤原鎌足らが撰したとあります。飛鳥浄御原令と同一とする説や非存在説等が論じられています。

冠位制：朝廷に仕えている臣下を階級にわけ、その階級に応じて冠位が授けられる制度です。

冠位は個人に与えられるもので、世襲されることが無く、より有能な人材を確保することにつながったと考えられています。また、視覚情報だけで身分を知ることができました。

服色制：服の色で豪族を序列化する制度で、冠位制と同様、視覚情報だけで身分を知ることができました。

庚寅年籍：持統4年から作成された庚午年籍に続く全国的な戸籍です。以降6年ごとに作成され、それを基に班田を行う制度が確立します。

射礼：正月に宮中で行われた行事で、射場をしつらえ、大的を射る競技です。

朝集殿：官人が朝政を行う朝堂の南に位置し、朝参した官人が身支度などをした殿舎です。

新城：『日本書紀』天武5（676）年条に記載されています。新たな京のことを指します。

条坊制：日本古代の都城における碁盤目状の土地地区画、または行政区画です。都城中央を南北に走る朱雀大路の東を左京、西を右京と称し、左右京職が管轄しました。大路で区切られた基本区画が坊で、東西の配列が条と呼びます。

山田道：宮殿があった磐余と飛鳥を結んだ約8 kmの官道で、万葉集にも登場します。2007年に石神遺跡北端、東西方向の県道に沿って、長さ33メートルの溝が2本並行して見つかり、その実在が明らかとなりました。

市司：都の東西にある市にそれぞれ置かれた官司。市の治安維持や取引の管理を行いました。

礎石建物：柱の下に土台として石を敷き、建てられた建物。

令義解：^{きよはらのなつの}清原夏野らによって作成された、全10巻からなる養老令の官選注釈書。天長10（833）年に完成したとされます。『令集解』と違い、令の公的解釈を述べているため、法的な効力を持ちました。

令集解：^{これむねのなおもと}惟宗直本によって作成された、全50巻（現存35巻）からなる養老令の私撰注釈書。9世紀中頃に成立したとされます。

日中比較年表

西暦	日本	中国
B.C.200	弥生時代	前漢 現存最古の「漏刻」が造られる B.C.108年 朝鮮半島に楽浪郡をはじめとする4郡が設置される
B.C.1		
A.D.1		A.D.8年 前漢 滅亡・新 建国
	57年 奴国が後漢の光武帝から金印を賜る	25年 後漢 建国 後漢 張衡が二段式漏刻を造る
200	239年 卑弥呼が魏に使いを送り、親魏倭王の号を賜る 箸墓古墳が造られる	220年 後漢 滅亡・三国時代～ 304年 五胡十六国時代～ 317年 東晋 建国 360年頃 孫綽が三段式漏刻を造る
400	古墳時代	386年 北魏 建国 439年 北魏 華北統一・南北朝時代～
	527年 磐井の乱 538もしくは552年 仏教伝来	
600	飛鳥時代	581年 隋 建国 589年 隋 中国を統一 618年 唐 建国 627-649年頃 呂才が四段式漏刻を造る 628年 唐 中国を統一 637年 太宗が新律令を制定 644・645年 太宗 高句麗遠征
	588年 飛鳥寺を造り始める 603年 冠位十二階を制定 607年 遣隋使の派遣が始まる 609年 飛鳥大仏完成（元興寺縁起） 630年 遣唐使の派遣が始まる 645年 乙巳の変 655年 皇極天皇重祚（齊明天皇） 656年 香山の西より石上山に至る渠を掘る 舟で石を運んで垣を造る 660年 漏刻を造る 石上池のほとりに須弥山を造る 663年 白村江の戦い 667年 近江大津宮に遷る 668年 中大兄皇子即位（天智天皇） 670年 庚午年籍を作る 672年 壬申の乱 682年 隼人を飛鳥寺の西方の槻木で饗応する 694年 藤原宮に遷る	660年 唐・新羅連合軍が百済を滅ぼす 668年 唐・新羅連合軍が高句麗を滅ぼす 679年 交州（現・ハノイ）に安南都守府を設置 690年 則天武后、国号を周に改める
700	701年 大宝律令完成	705年 国号を唐に戻す

【主要参考・引用文献】

- 岩井進他 2006 『詳説日本史 改訂版』 山川出版社
- 大津 透 2013 『律令制とはなにか』 日本史リブレット 73 山川出版社
- 小澤 毅 2003 『日本古代宮都構造の研究』 青木書店
- 鎌田元一 2008 『律令国家史の研究』 塙書房
- 河野通明 2015 『大化の改新は身近にあった 公地制・天皇・農業の一新』 和泉書院
- 木下正史 2003 『藤原京 よみがえる日本最初の都城』 中公新書
- 木下正史 佐藤信編 2010 『飛鳥から藤原京へ』 古代の都 1 吉川弘文館
- 熊谷公男 2008 『大王から天皇へ』 日本の歴史 03 講談社学術文庫
- 黒崎 直 2007 『飛鳥の宮と寺』 山川出版社
- 篠原 賢 2013 『飛鳥と古代国家』 日本古代の歴史 2 吉川弘文館
- 積山 洋 2013 『古代の都城と東アジア 大極殿と難波京』 清文堂
- 積山 洋 2014 『東アジアに開かれた古代王宮・難波宮』 シリーズ「遺跡を学ぶ」095 新泉社
- 田中 卓 1986 『律令制の諸問題』 国書刊行会
- 鶴見泰寿 2015 『古代国家形成の舞台 飛鳥宮』 シリーズ「遺跡を学ぶ」102 新泉社
- 直木孝次郎 1965 『古代国家の成立』 日本の歴史 2 中央公論社
- 奈良県教育委員会 1971 『飛鳥京跡一』 奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 26 冊
- 奈良県教育委員会 1980 『飛鳥京跡二』 奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 40 冊
- 奈良県立橿原考古学研究所 2008 『飛鳥京跡Ⅲ』 奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 102 冊
- 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編 2011 『宮都 飛鳥』 学生社
- 奈良文化財研究所編 2016 『飛鳥むかしむかし 飛鳥誕生編』 朝日新聞出版
- 奈良文化財研究所編 2016 『飛鳥むかしむかし 国づくり編』 朝日新聞出版
- 奈良文化財研究所・朝日新聞社 2002 『奈良文化財研究所創立 50 周年記念 飛鳥・藤原京展—古代律令国家の創造—』
- 西宮秀紀 2013 『奈良の都と天平文化』 日本古代の歴史 3 吉川弘文館
- 浜島書店編集部 2006 『新詳日本史』 浜島書店
- 林部 均 2001 『古代宮都形成過程の研究』 青木書店
- 林部 均 2008 『飛鳥の宮と藤原京 よみがえる古代王宮』 吉川弘文館
- 湊 哲夫 2015 『飛鳥の古代史』 星雲社
- 森田 悌 2010 『天武・持統天皇と律令国家』 同成社

【図版出典】

1. 奈良文化財研究所・朝日新聞社 2002 『奈良文化財研究所創立 50 周年記念 飛鳥・藤原京展—古代律令国家の創造—』 奈良文化財研究所（掲載許可済）
2. 奈良県立橿原考古学研究所 2008 『飛鳥京跡Ⅲ』 奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 102 冊よりトレース、一部改編

3. 奈良県立橿原考古学研究所 2008『飛鳥京跡Ⅲ』 奈良県橿原考古学研究所調査報告
第102冊 奈良県立橿原考古学研究所（掲載許可済）
4. 奈良県立橿原考古学研究所 2008『飛鳥京跡Ⅲ』 奈良県立橿原考古学研究所調査報告
第102冊よりトレース、一部改編
5. 奈良県立橿原考古学研究所 2008『飛鳥京跡Ⅲ』 奈良県立橿原考古学研究所調査報告
第102冊よりトレース、一部改編
6. 奈良県立橿原考古学研究所 2008『飛鳥京跡Ⅲ』 奈良県立橿原考古学研究所調査報告
第102冊よりトレース、一部改編
7. 奈良文化財研究所・朝日新聞社 2002『奈良文化財研究所創立50周年記念 飛鳥・藤原京
展—古代律令国家の創造—』 奈良文化財研究所（掲載許可済）
8. 明日香村教育委員会提供
9. 奈良文化財研究所・朝日新聞社 2002『奈良文化財研究所創立50周年記念 飛鳥・藤原京
展—古代律令国家の創造—』 奈良文化財研究所（掲載許可済）
10. 奈良文化財研究所・朝日新聞社 2002『奈良文化財研究所創立50周年記念 飛鳥・藤原京
展—古代律令国家の創造—』 奈良文化財研究所（掲載許可済）
11. 大阪市文化財協会 1995『難波宮址の研究』よりトレース、一部改編
12. 森 公章 2010『史跡で読む日本の歴史3 古代国家の形成』 吉川弘文館よりトレース
一部改編

【CGムービー内画像出典】

宋敏求撰 1076『長安志』（巖一萍選輯 1969『百部叢書集成』 藝文印書館に再録）

【関連本の紹介】

飛鳥 関連本

井上光貞 2004『飛鳥の朝廷』 講談社

千田 稔 2001『飛鳥—水の王朝』 中公新書

吉川真司 2011『飛鳥の都 シリーズ日本古代史③』 岩波新書

宮都 関連本

狩野久・木下正史 1985『飛鳥藤原の都 古代日本を発掘する1』 岩波書店

豊島直博・木下正史編 2016『ここまでわかった 飛鳥・藤原京 倭国から日本へ』 吉川弘文館

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編 2011『宮都 飛鳥』 学生社

林部 均 2008『飛鳥の宮と藤原京 よみがえる古代王宮』 吉川弘文館

町田章編 1989『古代の宮殿と寺院』 古代史復元8 講談社



飛鳥宮跡 解説書

平成 29 年 4 月 印刷・発行

編集 関西大学文学部考古学研究室

発行 奈良県明日香村



飛鳥・藤原の宮跡とその関連資産群

「飛鳥・藤原」を世界遺産に！